

尾道市立市民病院建設基本構想策定支援業務委託仕様書

1 業務名

尾道市立市民病院建設基本構想策定支援業務（以下「本業務」という。）

2 業務目的

本業務は、地域の基幹病院として、良質で安全・安心な医療を提供するための拠点となる新たな尾道市立市民病院の建設について、新病院の機能、規模、事業手法など、新病院の整備に必要となる基本構想の策定を支援することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和4年3月31日までとする。

4 業務の実施

- (1) 受託者は、業務の実施に当たり、本仕様書に定めるもののほか、関係法令及び適用基準等を遵守し実施すること。
- (2) 受託者は、委託者と協議を行い、医療行政、病院整備及び運営について相当な知識と技術を有する人員を適切に配置するとともに、自社の社員の中から、本業務に関する責任者となる統括責任者及び本業務の実務を主となって担当する主任担当者を選任し、発注者に報告すること。
- (3) 業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者と委託者は随時、尾道市立市民病院内で打ち合わせを行い、業務方針の確認、条件等の疑義を正すものとし、その内容については受託者がその都度記録のうえ、議事録として提出すること。
支援期間中において打合せおよび会議等に統括責任者または主任担当者が必ず参加すること。
- (4) 本業務について必要な資料については、委託者の担当職員と調整した上で収集するものとする。
なお、受託者は収集した資料を毀損又は滅失しないよう扱い、本業務の履行期間終了までに返却しなければならない。
- (5) 受託者は、業務の進捗に関して、委託者に対して定期的に報告を行うこと。
- (6) 本委託業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ委託者に再委託承認願を提出し、委託者の承認を得ること。
- (7) 受託者は、業務により知り得た内容等について、秘密を守り、第三者にその情報を漏らしてはならない。また、契約終了後においても同様とする。
- (8) 業務の実施に関し疑義が生じた場合には、速やかに委託者と協議を行い、指示を仰ぐこと。

5 業務内容

広島県地域医療構想を踏まえ、整備検討を進める新病院に関する事項、整備の進め方を具体化し、専門的・技術的な視点から調査・分析・整理・助言・提案等を行い、資料の作成・提供を行うとともに、病院事業管理者および病院長にヒアリングし、それらを踏まえた新病院建設基本構想の案を提案すること。

- (1) 尾道市立市民病院を取巻く環境の分析と課題の検証・考察・提言
 - ア 尾道市立市民病院の現状（医師数減少の原因分析、厚生労働省医療従事者の需給に関する検討会の方針を踏まえた医師確保のための方策、働き方改革に対応するための現状分析と将来像に対する提言等）

- イ 人口動態と患者数の将来予測
- ウ 尾三医療圏及び近隣医療圏の状況（救急医療体制の現状分析と救急医療体制維持のため方策等）
- エ 当院を取巻く環境の分析、課題の検証
- オ 公立みつぎ総合病院との関連性
- (2) 新病院の基本方針等の策定
 - ア 新病院の果たすべき役割、方向性
 - イ 新病院において実施する医療の基本方針（コンセプト、重点機能、5 疾病 6 事業等）
 - ウ 新病院に求められる診療機能（診療内容、病床機能、適正規模等）
 - エ 建設候補地の選定方針（選定基準、計画、概算費用等）
 - オ 新興・再興感染症に対応するための方策
- (3) 新病院の概算事業費及び、収支シミュレーション（建設資金調達に関する提言、経常収支均衡に向けての提言等）
- (4) 整備スケジュール等
 - ア 整備手法（事業方式の検討および建設地等の検討）
 - イ 整備スケジュール（適切な事業方式に基づく事業スケジュールの検討）
- (5) その他
 - ア 患者満足度調査の集約・分析
 - イ 会議資料の作成
 - ウ 会議等への出席及び説明（2 回程度）

6 業務計画書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後 7 日以内に業務計画書を作成の上委託者に提出すること。
- (2) 業務計画書には、次の事項を記載すること。
 - ア 検討業務内容
 - イ 業務遂行方針
 - ウ 業務詳細工程
 - エ 業務実施体制及び組織図
 - オ 統括責任者、主任担当者及びその他業務従事者の一覧表
 - カ 協力者がある場合は、協力者の概要及び業務従事者の一覧表
 - キ 業務フローチャート
 - ク 打ち合わせ計画
 - ケ その他委託者が必要とする事項
- (3) (2)に定める事項の記載内容に追加及び変更が生じた場合は、速やかに委託者に文書で提出し、承認を受けること。

7 打合せ及び記録

策定支援業務を適正かつ円滑に実施するために、受託者と委託者は常に密接な連絡を取り、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その都度受託者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

支援期間中において打合せおよび会議等に統括責任者または主任担当者が必ず参加すること。

8 成果品

(1) 本業務の成果品は、次のとおりとする。印刷物の書式、成果品の提出方法等については、委託者と協議の上、決定する。

ア 尾道市立市民病院建設基本構想 100部

イ 尾道市立市民病院建設基本構想概要版 200部

ウ その他本業務において作成した資料等 2部

エ 会議議事録および会議資料等 各1部

オ 前各号の原稿、データ等を収録した記憶媒体（CD等） 2セット

(2) 成果品については、その全部又は一部を広く地域住民等に公表することとなるため、平易な表現で、図表化するなど視覚的にわかりやすいものとする。

9 引渡し前における成果品の使用等

履行期間途中においても、受託者がこれに承諾した場合は、委託者は成果品の全部又は一部を使用することができるものとする。

10 その他

(1) 各種計画との整合性を図ること。

ア 保健医療計画

イ 総合計画（平成30年3月）

ウ 新市建設計画（令和元年12月変更）

エ 地域防災計画（令和2年9月修正）

オ その他委託者が指示する計画

(2) 策定業務で作成した資料は、全て委託者に帰属するものとし、委託者の許可なく、公表、貸与又は複写してはならない。

(3) 策定業務に必要な書籍等で市販されているものについては、受託者の負担において備えるものとする。

(4) この仕様書に定めのない事項については、その都度委託者、受託者協議の上、決定するものとする。

11 契約担当部局

〒722-8503 広島県尾道市新高山三丁目 1170 番地 177

尾道市立市民病院 経営企画課企画係

電話 0848-47-1155（内線104、602）

F a x 0848-47-1165

Eメールアドレス byoin-kikaku@city.onomichi.hiroshima.jp